

中小企業採用力強化支援事業運営業務委託仕様書

1 事業趣旨

昨今の人手不足社会において、県内中小企業が自社の魅力を自らによって十分に伝え、優秀な人材を計画どおり採用することができるよう、採用力強化の支援を実施する。

2 名称

中小企業採用力強化支援事業

3 業務の委託期間

契約締結日から令和6年3月31日までとする。

4 事業内容

	(1)採用力強化支援セミナーの実施	(2)中小企業への個別相談支援の実施	(3)モデル企業の創出
事業内容	県内中小企業を対象に就職市場の現状や学生の心に響く企業情報の提供、インターンシップ手法、効果的な採用方法等についてセミナー形式で講義し、採用力の底上げを図る。	(1)のセミナーを受講した企業を対象に、インターンシップメニューの検討や採用活動におけるSNSの活用方法、合同企業説明会での効果的な説明手法等の個別相談を受け付け、当該企業の抱える課題を的確に把握するとともに、採用力の強化につながる具体的な対応策を提案する。	(2)の個別相談支援を受けた企業の中からモデル企業を2社選定し、重点的に採用力強化の伴走支援を行い、計画通りの採用を実現する。また、本取組を先進・成功事例として創出し、成果物とする。(選定する2社及び成果物は先進・成功事例として次年度以降の採用力強化支援セミナーで紹介する等、ヨコ展開を図る。)
開催時期・回数	年3回開催することとし、第1回は6月までに実施すること。第2回、第3回は新規学卒者の就職活動及び企業の採用活動を勘案し、適切な時期に開催すること。	セミナー開催時に個別相談事業を周知・申込受付し、訪問相談やwebを活用した相談対応を行うこと。 (3)のモデル企業の創出を見据えたスケジュールで実施すること。	(2)の相談者の中から2社に対して、テーマに沿って、採用活動に必要な時期と頻度で伴走支援を行うこと。
対象者	県内中小企業各回30社程度	(1)のセミナーに参加した企業のうち15社程度	(2)の個別相談支援を受けた企業のうち2社程度
場所	採用力強化を希望する企業の利便性を考慮した場所		

※ セミナー当日のスケジュール等（一例）

9:00～	会場設営
13:00～16:00	セミナー、パネルディスカッション、相談受付
16:00～18:00	会場撤収

5 実施方法

- ・ 企業向けのセミナーチラシ・相談事業チラシの作成・配布、各種団体を通じた周知や、関係機関への周知等、広く参加者の募集を行う。また、インターネットや SNS 等の媒体を積極的に活用した広報活動を行い、参加者数の確保に努めること。
- ・ セミナー実施当日の会場設営と撤収及び運営（受付、進行管理、参加者の相談ブースへの誘導等）を行うこと。また、目標参加者数等に見合ったレジュメ等資料を作成し、参加者に配布すること。
- ・ セミナー参加者数や当日アンケート等を集計し、報告すること。
- ・ 個別相談対応シートを作成するとともに、報告すること。
- ・ モデル企業対応シートを作成し、報告すること。（次年度のセミナーで成果発表するなど、広く展開することを念頭におくこと。）
- ・ その他、事業目的の達成及び効果的な実施のため、創意工夫を行うこと。
- ・ 従来の発想や手法にとらわれない柔軟な実施を期待する。

6 対象経費

事業費は、人件費、宣伝広告費、その他事業費とする。

(1) 人件費

セミナー、個別相談、モデル企業の創出の企画・運営等に従事する者に対する人件費（賃金、社会保険料、労働保険料）

(2) 宣伝広告費

セミナー、個別相談、モデル企業の創出の参加者確保に係る広告費等の経費（ポスター・チラシ作成費、情報サイト使用料等を含む。）

(3) その他事業費

会場使用料、設営費、旅費、通信費、印刷費、消耗品費、事務機器レンタル費、その他事業を実施するために必要と認められる経費

7 その他

以下の点に留意すること。

- (1) 本業務を行うにあたっては、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」に基づき、開催時期に応じた適切な対応を取るとともに、実施・運営にあたっては「3つの密」（密閉、密集、密接）を回避し、適切な感染防止対策を講じた上で、セミナー及び個別相談等を開催すること。
- (2) 業務終了後は速やかに実績報告書及び委託者が求める資料を提出すること。
- (3) 本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- (4) 事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を

別紙

講じること。

- (5) 受託者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約する場合があること。
- (6) その他、本仕様書に定めのない事項は、委託者及び受託者の協議により定めるものとする。
- (7) 本業務により得られた成果は、委託者に帰属すること。